

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容														
環境農林水産部 水産課	<p>下記について、公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="566 474 1501 684"> <thead> <tr> <th colspan="2">財産種別</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>工作物</td> <td>深日漁港</td> <td>トイレ</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>工作物</td> <td>小島漁港</td> <td>トイレ</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別		施設名	財産名称	正	誤	建物	工作物	深日漁港	トイレ	建物	工作物	小島漁港	トイレ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>                      第3章 公有財産の管理事務                      第2節 公有財産台帳の整備                      第2 台帳整備                      1 台帳への登録                      (2) 建物等の定義</p> <p>① 建物                      建物とは、屋根及び周壁又は、これと同等のものを有し、土地に定着した建築物であつて、その目的とする用途に供する状態にあるものをいう（原則として、仮設建築物は含まれない。）                      周壁（側壁も同様とする。）とは、社会通念上容易に取り外しのできないものであり、当該建築物の軒の高さの1/2以上を占めるものをいう。</p> <p>② 工作物                      工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであつて、土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。</p> </div>	<p>財産種別を建物として登録すべきものが、誤って工作物として登録されていた2件について、公有財産台帳の修正を行った。                      また、法令等に基づき適正な事務処理を行うよう所属内に周知徹底を行った。</p>
財産種別		施設名	財産名称														
正	誤																
建物	工作物	深日漁港	トイレ														
建物	工作物	小島漁港	トイレ														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年6月4日から同月28日まで）